

駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、平成 25 年の改正により、5 年の期限延長を経て、平成 30 年 5 月 16 日をもって失効となる。

同法は、昭和 33 年の制定以来、昭和 48 年の関東計画（関東地区の米空軍施設を横田基地に統合する計画）等による基地の統合・返還により生じた多数の離職者対策をはじめとして、必要に応じた施策を講じつつ、期限延長を続けてきたところである。

現在においても、在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中において、駐留軍労働者の離職者対策は、より重要性を増している。

よって、福生市議会は、政府及び国会に対し、駐留軍関係離職者等臨時措置法の期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 6 月 22 日

福生市議会議長

杉 山 行 男

内閣総理大臣

総 務 大 臣

外 務 大 臣

厚生労働大臣 様

防 衛 大 臣

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長